

議会議案第 5 号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに宇治市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 15 日提出

提出者	宇治市議会議会運営委員会
	委員長 宮 本 繁 夫

宇治市議会議長 木 本 裕 章 様

宇治市条例第 号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和 5 4 年宇治市条例第 7 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「、 9 人」を「、 8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

会派に変更が生じたことにより所要の改正を行うため、提案する
ものであります。